

障害者支援施設 パランしょうぶ

平成 31 年 4 月利用開始予定者

施設入所支援の利用申込みについて

1 利用の申込みについて

今回の募集は、「施設入所支援を利用する方の申込み」となります。

加えて、施設入所支援と同時にパラんしょうぶ内の日中活動（通所サービスの部分＝生活介護、就労継続支援 B 型など）併せて利用の申込みをお願いしています。

▽施設入所支援の利用については下記のようなパターンが考えられます。

今回の募集については、パターン 1 の場合の申込みとなります。

パターン	日中活動	夜間（施設入所支援）
1	パラんしょうぶ	パラんしょうぶ
2	パラんしょうぶ	自宅
3	他の通所施設	パラんしょうぶ

- ・ 募集開始(受付)時期 … 平成 31 年 2 月 1 日(金)～21 日(木)まで。
- ・ 申込受付 … パランしょうぶまで
- ・ 申込に必要な書類 … 「平成 31 年度利用申込書」

尚、申込書の記入を含め、現在ご利用している相談支援事業所の相談支援専門員と相談の上(※1)、申込みをして頂きたいと思います。利用申込書はパラんしょうぶにて配布します(注:利用申込書はコピーをしないでください。必ずパラんしょうぶのものを使用してください)。

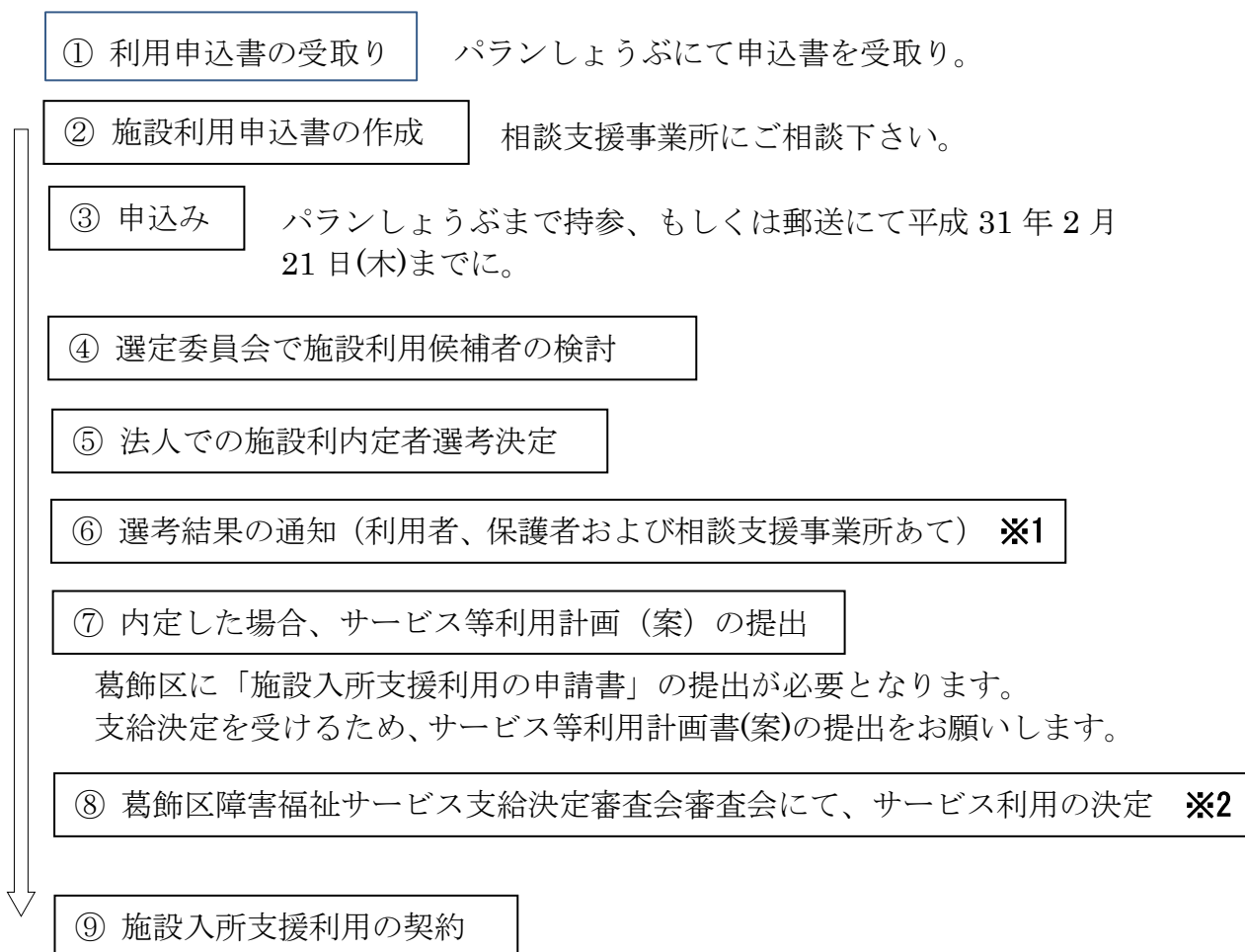
※1 相談支援事業所を利用していない方は、パラんしょうぶにご相談下さい。また、施設入所支援の利用に関するお問い合わせなども、お手数をお掛け致しますが下記までお願い致します。

※2 利用の申込みをされる方は、利用案内(3)の「利用対象者」の要件をご確認の上、お申込みください

【問い合わせ先】 法人事業所

- ・ パランしょうぶ TEL 03-6231-2161

2 申込方法および手続きの流れについて



※1 選考結果の通知について

平成31年3月上旬～中旬頃までに順次書面にてお知らせする予定です。

※2 内定後、利用契約に向けて以下の書類が必要となります。

- ① 健康診断書
- ② 利用者台帳用紙、アセスメントシートなど、施設で必要となる書類一式
(契約時には、契約書ならびに重要事項説明書)

必要書類の詳細につきましては、内定通知の際に別紙にて詳しくお知らせ致します。

3 申込書郵送先

※封筒に「パランしょうぶ申込書在中」と記載してください。

【申込書郵送先】

※切り取って
ご利用下さい。

〒 125-0062

東京都葛飾区青戸 8-24-27

パランしょうぶ 利用申込係 行

【参考資料】

平成 31 年度
障害者支援施設 パランしょうぶ
利用案内・利用申込について

社会福祉法人手をつなぐ福祉会

東京都葛飾区青戸 8-24-27

パランしょうぶ 利用案内

1 施設概要

- (1) 施設種別
障害者支援施設
- (2) 事業種別等・定員
施設入所支援 51名、短期入所 6名、自立訓練（生活訓練） 6名、生活介護 60名、就労継続支援 B型 10名、居宅介護、相談支援
避難スペース 30名程度
- (3) 利用対象者
 - ①愛の手帳をお持ちの方、もしくは愛の手帳をお持ちの方で重複して他の障害をお持ちの方（医療的ケアを要する方は除く。）
 - ②施設入所支援については、支援区分 4 以上、もしくは 50 歳以上の方で支援区分 3 以上の方が入所要件となります。
- (4) 所在地
東京都葛飾区青戸八丁目 2 4 番
- (5) 設置・運営
社会福祉法人手をつなぐ福祉会
- (6) 設置目的
東京都障害福祉計画及び葛飾区障害福祉計画に位置づけられた施設
地域生活支援型入所施設、地域生活支援拠点
 - ・入所者の地域生活移行（3年～5年の利用を想定）に向けての積極的な施設運営やその定着を支援
 - ・緊急一時的な宿泊の場の提供
- (7) 建物の概要

構造・規模	鉄筋コンクリート造・地上 6 階 地下 0 階
敷地面積	1, 227.83㎡
建築面積	644.30㎡
延べ床面積	3,066.29㎡
各階の主な用途	1階 活動室、機械入浴室、洗濯室、避難スペース 2階 事務室、職員室、活動室、医務室、喫茶店 3階 入所室（2生活ユニット）車椅子対応有り 4階 入所室（2生活ユニット）女性用ユニット 5階 入所室（2生活ユニット）男性用ユニット 6階 食堂（昼食）、厨房、緑化スペース 屋上 緑化スペース
各生活ユニット	個室 9～10室、リビングルーム、浴室、トイレ
個室	有効居室面積 9.91㎡～11.95㎡（整理物入別途有）

2 サービス内容

今回の募集は、施設入所支援と同時にパラنشьюぶ内の日中活動（通所サービスの部分＝生活介護、就労継続支援 B 型など）を利用するパターンです。

事業種別	内 容
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
短期入所	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
生活介護	常に介護を必要とする方に昼間、排せつ、食事、（入浴、）の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 （生活訓練）	自立した日常生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （B型）	一般企業での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
相談支援	障害のある方からの相談に応じるほか、障害のある方の心身の状況や環境、障害福祉サービス等の利用の意向等を勘案して、障害福祉サービスを利用し、または変更する際サービス等利用計画（案）を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行うなどの支援を行います。
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等（ホームヘルプ）を行うほか、移動支援（ガイドヘルプ）サービスの提供をします。
災害時避難 スペース	災害時に障害者は、通常の避難場所では生活スペースの確保や福祉サービスを受けることが困難になることが多いため、専門的機能のある障害福祉サービス事業所において、被災障害者等を受け入れます。

3 施設入所支援の利用者負担費用について（別紙 1 参照）

（1）サービス利用料

個人の所得により算定します。

（収入が障害基礎年金のみの場合は、負担費用はありません。）

（2）実費（上限 53,500円 見込）

食費、水道光熱費

（3）個人にかかる費用

医療費、衣類、寝具、クラブ費、私物、嗜好品、理美容、特別な教養娯楽、特別な外食や食事、保険代等

※通所（生活介護、就労継続支援 B 型など）では一部異なります。

4 施設入所支援を利用することで該当しなくなる手当、サービス（別紙 1 参照）

重度心身障害者手当等、移動支援サービス、紙おむつの支給・使用料助成等

障害福祉サービスを利用する際の利用者負担額について

利用者負担は原則1割の定率負担となりますが、所得に応じて下記表のとおり、4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じないように軽減策が講じられています。ただし、利用サービスによっては、この他に食費、光熱水費等が実費負担となります。

入所施設における食事や水光熱費等の実費相当額（日用品や医療費含）は、在宅で生活している人との公平を図るため、自己負担となります。また、通所サービス等における食費等も自己負担となりますが、収入に応じて軽減策が講じられています。

・障害者の利用者負担

1 月ごとの利用者負担には上限があります

・障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	区民税非課税世帯（注1）	0円
一般1	区民税課税世帯（所得割16万円（注2）未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます（注3）	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

（注1）3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

（注2）収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

（注3）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、区民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

・所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯範囲
18歳以上の障害者（施設に入所する18、19歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児（施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

・18以上の障害者の場合は、本人と配偶者のみの所得で判断します。

2 食費等実費負担についても、減免措置があります

・20歳以上の入所者の場合

入所施設の食費・光熱水費の実費負担については 53,500 円を限度として施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付については、費用の基準額を 53,500 円として設定し、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元にその他生活費として 25,000 円(障害基礎年金 1 級の者は 3,000 円加算)が残るように補足給付が行われます。なお、就労等により得た収入については、24,000 円までは収入として認定しません。また、24,000 円を超える額についても、超える額の 30%は収入として認定しません。

※区民税非課税世帯が対象です。

・通所施設の場合

通所施設等では、低所得、一般 1 (グループホーム利用者(所得割 16 万円未満)を含む。)の場合、食材料費のみの負担となります。なお、食材料費は、施設ごとに額が設定されます。

・障害児の利用者負担 (20 歳未満の入所施設利用者を含む)

1 月ごとの利用者負担には上限があります

・障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の 4 区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0 円
低所得	区民税非課税世帯		0 円
一般 1	区民税課税世帯 (所得割 28 万円(注) 未満)	通所施設、ホームヘルプ利用 の場合	4,600 円
		入所施設利用の場合	9,300 円
一般 2	上記以外		37,200 円

(注) 収入が概ね 890 万円以下の世帯が対象となります。

・所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯範囲
障害児(施設に入所する 18、19 歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯
18 歳以上の障害者(施設に入所する 18、19 歳を除く)	障害のある方とその配偶者

・施設入所する 20 歳未満の方は世帯(住民基本台帳上)全員の所得で判断します。

2 食費等実費負担についても、減免措置があります

・20 歳未満の入所者の場合

地域で子どもを養育する世帯と同様の負担(具体的には、その他生活費として

3.4 万円（18 歳未満）又は 2.5 万円（18、19 歳）を含めて、所得区分に応じ 5 万円又は 7.9 万円）となるように補足給付が行われます。18 歳、19 歳の障害者については、民法上保護者に障害者を監護する義務があることを考慮し、保護者等の障害者を監護する者の属する世帯の所得区分を認定して決定します。

※すべての所得区分の方が対象です。

・通所施設の場合

通所施設等を利用する場合、負担上限月額区分が、低所得、一般 1 の方は、食材料費のみの負担となるよう食費の負担の軽減があります。なお、食材料費は、施設ごとに額が設定されます。

・その他のサービスにかかる利用者負担料金

・介護給付費等の給付対象とならない医療費や衣類、寝具、クラブ費、私物、嗜好品、理美容、特別な教養娯楽、特別な外食や食事、保険代等の個人にかかる費用は実費となり所定の料金をお支払いいただきます。なお、上記の所定料金は、社会経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、金額を変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について本人及び保護者等にご説明をいたします。

参照

・施設入所支援を利用することにより該当しなくなる手当及びサービス

施設入所支援をご利用にあたり、下記本人への手当やサービスが受けられなくなります。

詳細につきましては、内定通知の際に別紙にて詳しくお知らせ致します。

《手当関係》

- ・特別障害者手当 《国》月額 26,810 円
- ・障害児福祉手当 《国》月額 14,580 円
- ・福祉手当（経過措置） 《国》月額 14,580 円
- ・重度心身障害者手当 《都》月額 60,000 円
- ・心身障害者福祉手当 A 《区》月額 15,500 円
B 《区》月額 7,750 円
- ・外出支援 《区》月額 2,500 円
- ・難病患者福祉手当 《区》月額 15,500 円

《サービス関係（一部抜粋）》

- ・紙おむつの支給・使用料助成
- ・出張理美容
- ・巡回入浴サービス
- ・移動支援サービス